

事務所衛生基準(改正後)の規定及び労働安全衛生規則(改正後)の規定との比較

		項目	事務所則	安衛則		
事務室の環境管理	空気	気積	10立方メートル/人以上	同左		
		換気	窓その他の開口部	常時床面積の1/20以上	同左	
			室内空氣の基準	一酸化炭素	500ppm以下	規定なし
				二酸化炭素	0.5%以下	規定なし
		温度	10℃以下の場合	暖房する等適当な温度調節の措置	規定なし	
			冷房する場合	外気温より著しく低くない(例外規定あり)	規定なし	
		空気調和設備等による調整	供給空氣の清浄度	浮遊粉じん量(10マイクロメートル以下)	0.15mg/立方メートル以下	規定なし
				一酸化炭素	10ppm以下	規定なし
				二酸化炭素	0.1%以下	規定なし
				ホルムアルデヒド	0.1mg/立方メートル以下	規定なし
			室内空氣の基準	気流	特定の労働者に直接、継続して及ばないようにし、かつ、0.5m/s以下	規定なし
				室の気温	17℃以上28℃以下(努力義務) [18℃以上28℃以下に改正予定]	冷房、暖房、通風等適当な温度調節
	相対湿度	40%以上70%以下(努力義務)				
	燃焼器具	室等の換気	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設ける	規定なし		
		器具の点検	毎日、当該器具の異常の有無を点検	規定なし		
		室内空氣の基準	一酸化炭素	500ppm以下	規定なし	
			二酸化炭素	0.5%以下	規定なし	
	作業環境測定	中央管理方式の空気調和設備を設けている室	2月以内ごとに一回、定期的に、①一酸化炭素・二酸化炭素含有率、②室温・外気温、③相対湿度を測定、記録を3年間保存(緩和要件あり)	規定なし		
		室の建築、大規模修繕・模様替を行ったとき	室の使用開始後、最初の6月から9月までに1回、ホルムアルデヒドの量を測定	規定なし		
	機械による換気のための設備		初めて使用するとき、分解して改造・修理を行ったとき、及び2月以内ごとに一回、定期的に、以上の有無を点検、記録を3年間保存	規定なし		
	空気調和設備(汚染防止)	冷却塔・加湿装置に供給する水	水道法に規定する水質基準を確保	規定なし		
		冷却塔・冷却水	1月以内ごとに一回、定期的に、汚れを点検	規定なし		
		加湿装置	1月以内ごとに一回、定期的に、汚れを点検	規定なし		
空気調和設備内の排水受け		1月以内ごとに一回、定期的に、汚れ等を点検	規定なし			
冷却塔・冷却水の水管・加湿装置		1年以内ごとに一回、定期的に、清掃	規定なし			
照度等	作業面の照度	一般的な事務作業	300ルクス以上	精密作業(300)、普通作業(100)、粗な作業(70)		
		付随的な事務作業	150ルクス以上			
	採光・照明	明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法による	同左			
	照明設備	6月以内ごとに一回、定期的に、点検	同左			
騒音・振動	室内の労働者に有害な影響を及ぼすおそれのある騒音・振動	隔壁を設ける等その伝ばを防止するため必要な措置を講じる(努力義務)	同左			

		事務用機器で騒音を発するものを5台以上集中して同時に使用するとき	しゃ音及び吸音の機能をもつ天井及び壁で区画された専用の作業室を設ける	規定なし	
清潔	給水	労働者の飲用に供する水その他の飲料	十分に供給するようにならなければならない	同左	
		水質基準	水道法第4条による水質基準適合の確認	同左	
		給水せんにおける水に含まれる残留塩素	通常	遊離残留塩素の場合0.1ppm以上、結合残留塩素の場合0.4ppm以上	同左
			汚染のおそれ等の場合	遊離残留塩素の場合0.2ppm以上、結合残留塩素の場合1.5ppm以上	同左
		汚染防止措置	有害物、汚水等によって水が汚染されないように、適当な汚染防止の措置を講じる	同左	
	排水	排水に関する設備	汚水の漏出等が生じないように、補修及びそうじを行わなければならない	規定なし	
	清掃等	清掃・大掃除	日常行う清掃のほか、大掃除を、6月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行う	同左	
		ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害	6月以内ごとに一回、定期的に、統一的に調査し、必要な措置を講じる	同左	
	労働者の清潔保持義務	事務所の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外の場所にすてないようにする	同左		
	便所	①男性用と女性用に区別	①男性用と女性用に区別する	同左	
		②男性用大便所の便房数	②60人以内ごとに1個以上	同左	
		③男性用小便所の箇所数	③30人以内ごとに1個以上	同左	
		④女性用便所の便房数	④20人以内ごとに1個以上	同左	
		同時に就業する労働者常時10人以内の場合	男性用と女性用を区別しない独立個室型の便所を設けることで足りる(①の例外)	同左	
		男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合	独立個室型の便所1個につき②～④の基準数を男女それぞれ10人ずつ減ずることができる	同左	
		便池	汚物が土中に浸透しない構造とする	同左	
		手洗い設備	流出する清浄な水を十分に供給する設備	同左	
		清潔保持・汚物処理	事業者は、便所を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない	同左	
	洗面設備	事業者は、洗面設備を設けなければならない	同左		
	更衣設備または被服の乾燥設備	被服を汚染・湿潤する(おそれのある)労働者のために設けなければならない	同様の規定		
休養	休憩の設備	休憩の設備を設ける(努力義務)	同左		
	適当な睡眠または仮眠の場所	夜間、労働者に睡眠を与える必要のあるとき、または、労働者が就業の途中で仮眠することのできる機会のあるときは、男性用と女性用に区別して設けなければならない	同左		
	労働者がが床することのできる休養室または休養所	常時50人以上または常時女性30人以上の労働者を使用するときは、男性用と女性用に区別して設けなければならない	同左		
	立業のためのいす	持続的立業に従事する労働者が就業中しばしばすわることのできる機会のあるときは、備えなければならない	同左		
救急用具及び材料		負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない	同左		
		常時清潔に保たなければならない	同左		